

議会資料のペーパーレス化について（今後の流れ等）

1 ペーパーレス化のスケジュール（案）

スケジュール（案）		
(A) 令和5年6月	(B) 令和5年9月	(C) 令和5年12月から
並行運用 (紙資料を全議員に配付)	並行運用 (紙資料を希望者に配付)	本格運用 (紙資料は原則配付しない)

2 ペーパーレス化の対象外となる資料

対象外となる資料				
① 予算・決算資料 決算書（事務の概要を含む）	② 閲覧資料 傍聴資料	③ パンフレットや冊子等、データの提供を受けられない資料	④ 次第書	⑤ 立候補届 辞職願 一般質問通告書

紙での提供に加え、データでの提供を受ける予定

3 ペーパーレス化の対象となる資料

(1) 本会議・議会運営委員会 資料

文書名	詳細・確認事項	補足事項
議事日程	本会議で配付	
議会日程	議会運営委員会及び本会議で配付	
請願	議会運営委員会及び本会議で配付	
陳情	本会議で配付	
案件一覧	議会運営委員会で配付及び議案と同時配付	
議会提出案件資料	議会運営委員会で配付	
質疑・一般質問事項	議会運営委員会及び本会議で配付	
議案	議会運営委員会終了後に配付	(10) ページ以上の議案は(C)以降も紙資料との併用が可能（事前選択）
発議案	—	
市長提案説明書	本会議で配付	
パネル (議席配付資料)	本会議で配付	
予算・決算 分科会報告書	本会議で配付	

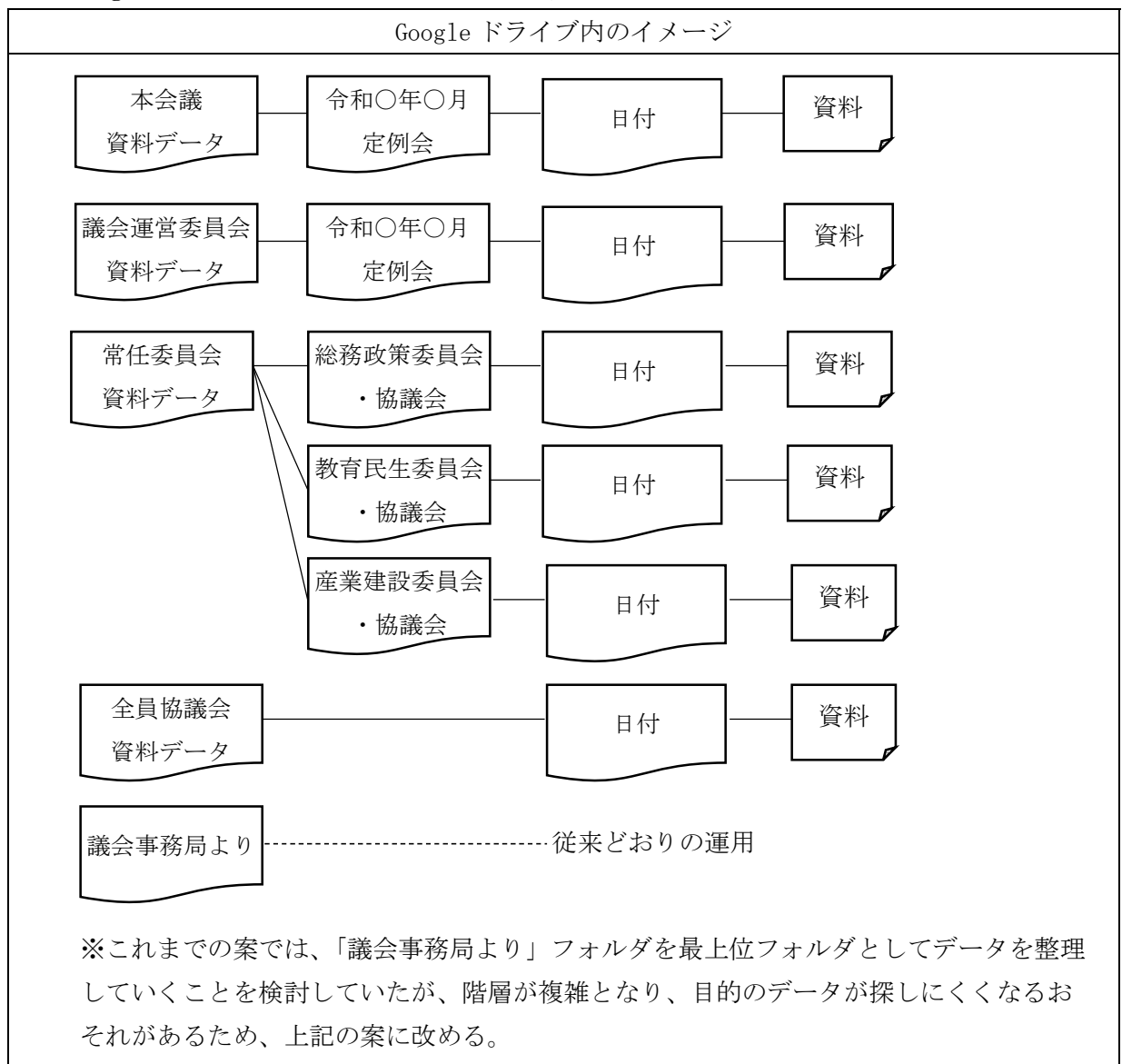
(2) 委員会（協議会・分科会を含む）資料

文書名	詳細・確認事項	補足事項
案件一覧	案件が多い会議のみ配付	

文書名	詳細・確認事項	補足事項
委員会資料	—	(10) ページ以上の資料は (C)以降も紙資料との併用が可能（事前選択）
意見書	—	
事務局資料	継続調査一覧、視察項目、その他事務局から配付する資料	

※今後、上記に記載のない資料のペーパーレス化について疑義が生じた場合、正副議長または正副委員長に一任することとする。

4 Google ドライブ内のイメージ（変更案）



5 今後の流れ

- ①令和5年3月中旬 議会資料データ閲覧・編集についての研修会を実施（予定）
- ②令和5年3月（定例会中）議会のあり方調査特別委員会（全体会）へ提案
- ③令和5年6月 議会資料ペーパーレス化の並行運用 (A) を開始